○農林水産省告示第千四百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県大沼郡会津美里町上平字大平一五二四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈢　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町小立岩字瀬戸山六九三から六九六まで、六九八、六九九、七〇〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈢　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町針生字駒戸山八五一の二六四から八五一の二六六まで、八五一の四五二、八五一の五五〇

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈢　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町塩ノ原一二四〇から一二四四まで、字細窪一五四四の一から一五四四の七まで、一六八七の一、一六九〇から一七〇四まで、字呼沢一六八五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈢　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県裾野市深良字猪ノ子洞三七三七、三七三八、三七三九の一、字コン野山四一四三の一、四一四四の一（次の図に示す部分に限る。）、字蛇喰洞四一四八・四一四九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字鳴沢四一五〇（次の図に示す部分に限る。）、字汁垂四二四二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字コン野山四一四三の一・四一四四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字蛇喰洞四一四六の一・四一四八・四一四九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字鳴沢四一五〇（次の図に示す部分に限る。）、字汁垂四二四二の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び裾野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　滋賀県大津市大石曽束町字大田一〇五四・一〇五五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈢　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市嬉野町大字下野字一本杉一　乙一五八、乙一八六、乙一九三、乙二〇五、乙二二二の一、乙二二二の二、乙二二三の一、字一本杉二　乙三二三、乙四一四の四、乙四七一の五、字一本杉四　乙七七二の二、乙八八四の一、乙八八四の二、字一本杉五　乙一五九三、乙一六〇七の一、字一本松一　乙一九八九の三、乙一九九〇の一から乙一九九〇の三まで、乙一九九〇の六、字一本松二　乙二〇九五の一、乙二一二五、乙二一四六の二、乙二一四七の一、乙二一四八の一、乙二一四八の二、乙二一七一、字一本松三　乙二三四七の一、乙二三六七、乙二五〇一の二、乙二五〇四、乙二五四二の三、字一本松四　乙二七〇八の一、乙二七〇九の一、乙二七一一、乙二七四二の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈢　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）